## 付加給付一覧

令和7年4月1日現在

種別	名称	給付内容
病気 ・ けが	一部負担還元金	被保険者が病院窓口で支払った額が高額療養費に該当した場合、高額療養費の支給1件1診療月につき <b>20,000円</b> を支給 ※注1
	家族療養費付加金	被扶養者が病院窓口で支払った額が高額療養費に該当した場合、高額療養費の支給1件1診療月につき <b>20,000円</b> を支給 ※注1
	訪問看護療養費付加金	被保険者が看護ステーションの訪問看護を受け、支払った利用料が高額 療養費に該当した場合、高額療養費の支給1件1診療月につき <b>20,000円</b> を支給 ※注1
	家族訪問看護療養費付加金	被扶養者が看護ステーションの訪問看護を受け、支払った利用料が高額 療養費に該当した場合、高額療養費の支給1件1診療月につき <b>20,000円</b> を支給 ※注1
	合算高額療養費付加金	法定の合算高額療養費が支給されるとき、合算高額療養費の支給1件1診療月につき <b>20,000円</b> を支給 ※注1
死亡	埋葬料付加金	被保険者が死亡したとき50,000円を支給 ※注2
	家族埋葬料付加金	被扶養者が死亡したとき50,000円を支給

- ※注1) 他制度により医療費の助成を受けられるとき、自己負担額から高額療養費および他制度による助成額を控除した後の額が20,000円以下となる場合は、付加金は支給しません。
- ※注2) 埋葬料の支給を受けられる者がなく、埋葬を行った者に対してその埋葬に要した費用を支給する場合、埋葬料と付加金を合算した額が 埋葬に要した費用を超えない額とする。